

農産物直売所等電気料金緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、農林水産物直売所、農漁家レストラン、農漁家民宿（以下「直売所等」という。）に対し、高騰する電気料金が施設経営に及ぼす影響を軽減し、運営の継続を支援するため、農産物直売所等電気料金緊急支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 本補助金の交付対象となる補助対象者、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された本補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書及び規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記様式第1号とし、別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 前項の別記様式第1号の提出にあたり、本補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
 - (3) 地方自治体から直売所等の施設について指定管理者となっている者
 - (4) 法令に反する業務又は公序良俗に反する業務を行っている者、及び反社会勢力又はこれに類似する企業・団体
 - (5) 申請年度において、本補助金を活用する事業と同一の事業内容に対して助成する他の制度（補助金、委託金等）へ申請、受給等をしている場合
 - (6) その他補助が適当でないと知事が認める者

(交付決定及び額の確定)

第4 知事は、第3の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、本補助金を交付することが適當と認めるときは、本補助金の交付を決定するとともに、交付すべき本補助金の額を確定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 知事は、前2項の規定による審査の結果、本補助金を交付することが不適當と認めるとき又は予算上の理由等により本補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第5 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第6 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税

仕入控除税額が確定し、第3で報告した金額と異なる場合には、その金額を別記様式第2号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(返還請求)

第7 本補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第8条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた補助金を返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 提出した書類に偽りその他悪質な不正があった場合又は直売所等の利用実態がないことが明らかとなった場合
 - (2) 直売所等が本事業における目的とは異なる用途に利用されていたことが明らかとなった場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、知事が交付した本補助金を返還させることが適当と認める場合
- 2 本補助金の交付を受けた者は、前項の規定による本補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に必要額を納付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により本補助金の返還を求められた者が、前項に規定する期限内に返納を完了しない場合には、未納期間に応じて、未納金額に年10.95%の割合で計算した加算金を徴するものとする。

(書類の提出)

第8 この要綱により知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部とし、農政部農山漁村なりわい課に提出するものとする。

(書類の保存)

第9 交付対象者は、交付申請及び本補助金の交付に係る証拠書類を整理し、本補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等に関する必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年12月19日から施行し、この要綱の規定は、令和6年度予算に係る本補助金に適用する。
- 2 この要綱の規定は、次年度以降の各年度において、本補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月22日から施行し、この要綱の規定は、令和7年度予算に係る本補助金に適用する。
- 2 この要綱の規定は、次年度以降の各年度において、本補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（要綱第2関係）

補助対象者	補助対象経費	補助率
<p>次に掲げる1又は2の要件を満たすもの</p> <p>1 地域の農林漁業者が生産した農林水産物の販売を目的として設置された施設を有する者又は運営する者 なお、次の(1)又は(2)の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 売上げの1/2以上が、農林漁業者が出品している产品である場合</p> <p>(2) 売場面積の1/2以上が、農林漁業者が出品する产品を設置する場所である場合</p> <p>2 農林漁業者等が運営する農漁家レストラン及び農漁家民宿</p>	<p>直売所等の運営に係る電気料金のうち、令和3年度と申請年度の電気料金総額を比較して、増額となった額とする。</p> <p>なお、令和3年度の電気料金総額は、令和3年4月から令和4年3月までの電気料金の合計額とし、申請年度の電気料金総額は、申請年度の前年度の1月から申請年度の12月までの電気料金の合計額とする。</p> <p>算定方法^{※1}は次のとおりとする。</p> <p>(1) (申請年度の電気料金総額) – (令和3年度の電気料金総額) =補助対象経費</p> <p>(2) 営業の開始又は再開が令和3年5月以降である場合、下記の通り算定すること。 (申請年度の電気料金総額) – (申請年度の電気使用量×令和3年度の電気料金平均単価^{※2}) =補助対象経費</p> <p>ただし、直売所等が他の施設と併設して電気料金の請求等が区分されていない場合^{※3}は、上記の算定額を、面積の割合で案分するものとし、直売所等の面積割合を乗じる。</p> <p>※1：補助対象経費の算定には、消費税及び地方消費税相当額を除いた電気料金の金額を用いる。</p> <p>※2：令和3年度の電気料金平均単価は本事業の様式に基づくものを採用すること。</p> <p>※3：面積割合で案分する場合は、施設の図面（対象となる施設の占める割合がわかるもの）を提出すること。ただし、兼用している施設は対象外とする。</p>	補助対象経費の1/2以内 (千円未満切り捨て)